

戸田ボートレース企業団建設工事における技術者の専任等に係る取扱要綱

令和4年4月1日企業長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、戸田ボートレース企業団が発注する建設工事（以下「企業団発注工事」という。）において、建設業法施行令（昭和31年政令第273号。）第27条第2項の規定により同一の専任の主任技術者が管理することができる建設工事、戸田ボートレース企業団建設工事請負契約約款第10条第3項の規定により現場代理人が工事現場における常駐を要しないこととすることができる建設工事、及び営業所における専任の技術者が工事現場における主任技術者又は監理技術者となることとすることができる建設工事等に係る必要な事項を定め、もって建設工事の適正な施工の確保を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この要綱において適用される同一の専任の主任技術者が管理することができる建設工事の範囲は、建設業法施行令第27条第1項各号のいずれかに該当する建設工事であり、工事1件の請負代金の額が3,500万円（当該建設工事が建築一式工事である場合にあっては、7,000万円）以上の建設工事とする。

2 この要綱において適用される現場代理人が工事現場における常駐を要しないこととすることができる建設工事、及び営業所における専任の技術者が工事現場における主任技術者又は監理技術者となることとすることができる建設工事の範囲は、企業団発注工事とする。

(同一の専任の主任技術者が管理することができる建設工事)

第3条 同一の専任の主任技術者が管理することができる建設工事は、次の各号に該当する建設工事とする。

(1) 次のいずれかに該当する密接な関係にある建設工事

- ア 建設工事の対象となる工作物に一体性が認められること
- イ 建設工事の対象となる工作物に連続性が認められること
- ウ 施工にあたり相互に調整を要すること

(2) 次のいずれかに該当する同一の建設業者が施工する建設工事

- ア 工事現場が同一の場所であること
- イ 工事現場の相互の間隔が10キロメートル程度の近接した場所であること
(施工における相互の調整等)

第4条 前条第1号のウに定める施工にあたり相互に調整を要するとは、資材の調達を一括で行う場合、建設工事の相当の部分の同一の下請け業者で施工する場合、建設工事の工程、資材等の変更が他の建設工事の工程、資材等に影響を与える場合、同時期に交通規制を実施する場合等とする。

2 前条第2号のイに定める工事現場の相互の間隔が10キロメートル程度とは、工事現場間の直線距離で10.0キロメートル以内のものとする。

(同一の専任の主任技術者が管理することができる建設工事の数)

第5条 同一の専任の主任技術者が管理することができる建設工事の数は、2件とする。

2 前項の建設工事の数の算出において、次の各号に掲げる建設工事は1件とみなす。

(1) 同一の建設業者が同一の場所において施工する第3条第1号に定める建設工事

(2) 工期の重複する複数の請負契約に係る建設工事において、その対象となる工作物に一体性が認められ、かつ、当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結された建設工事

(同一の専任の主任技術者が管理する建設工事の提出書類)

第6条 建設工事2件を同一の専任の主任技術者が管理することを希望する建設業者は、建設工事の落札候補者（事後審査型の入札でない場合は、落札者とする。以下同じ。）となった時点において、企業長に対し、専任を要する主任技術者の兼任届出書（第1号様式）を提出するものとする。

2 建設工事2件を同一の専任の主任技術者が管理することを希望する建設業者は、既に主任技術者として配置されている建設工事の発注者に対し、前項の書類の写しを提出するものとする。

3 企業長は、第1項の書類の提出を受けた場合において、対象となる建設工事が第3条に規定する要件を満たさないと認めるとき、又は第8条に規定する建設工事に該当すると認めるときは、建設業者に対し、建設工事における技術者の専任等に係る通知書（第2号様式）により、同一の専任の主任技術者が当該建設工事を管理することができない旨を通知するものとする。

(監理技術者への変更)

第7条 企業長は、同一の専任の主任技術者が管理する建設工事において、やむを得ない事由により専任を要する監理技術者を置かなければならなくなった場合は、主任技術者の交代を認めるものとする。

(同一の専任の主任技術者が管理することができない建設工事)

第8条 第3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる建設工事は、より適正な施工を確保する必要があることから、同一の専任の主任技術者が管理することができる建設工事とすることができない。

(1) 建設工事を施工するために締結した下請負契約の請負代金の額（当該下請負契約が2以上あるときは、それらの請負代金の額の総額）が4,000万円（当該建設工事が建築一式工事である場合にあっては、6,000万円）以上で主任技術者に代えて監理技術者を置かなければならない建設工事

(2) 戸田ボートレース企業団建設工事等低入札価格調査実施要領（令和4年4月1日企業長決裁）で定める低入札価格調査を経て請負契約を締結する建設工事

(3) 前各号のほか、企業長が必要と認める建設工事

(現場代理人が常駐を要しない期間等)

第9条 企業団発注工事において、次の各号に掲げる期間は、実質的に工事現場が稼働していないと認められることから、現場代理人が工事現場における常駐を要しない期間、及び主任技術者又は監理技術者が工事現場における専任を要しない期間とする。

- (1) 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入、仮設工事等が開始されるまでの間とし、原則として、契約締結日から14日以内とする。）
- (2) 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生、埋蔵文化財調査等により、建設工事を全面的に一時中止している期間
- (3) 工事完成後、検査が終了（修補等が必要となった場合は、その修補等が完了したときとし、発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）し、事務手続、後片付け等のみが残っている期間
- (4) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む建設工事であって、工場製作のみが行われている期間

2 前項の期間については、設計図書、工事記録等の書面により明示するものとする。
（現場代理人が常駐を要しないことができる建設工事）

第10条 現場代理人が工事現場における常駐を要しないこととすることができる建設工事は、次の各号のいずれかに該当する企業団発注工事とする。

- (1) 請負代金の額が3,500万円未満の建設工事（建築一式工事を含む。）
- (2) 単価契約に係る建設工事
- (3) 同一の専任の主任技術者が管理することができる建設工事と認められた建設工事

（現場代理人が常駐を要しないとすることができない建設工事）

第11条 前条の規定にかかわらず、企業長は、次の各号に掲げる建設工事を現場代理人が工事現場における常駐を要しないこととすることができる建設工事とすることができない。

- (1) 現場代理人が工事現場における常駐を要しないことにより、安全管理、工程管理等の工事現場の運営、取締り又は権限の行使に支障が生じると認められる建設工事
- (2) 建設工事の監督員及び現場代理人の連絡体制が確保されていると認められない建設工事
- (3) 前2号のほか、企業長が必要と認める建設工事

（現場代理人の兼任）

第12条 工事現場における常駐を要しないこととできるとされた建設工事の現場代理人は、工事現場を戸田ボートレース場及び管理地内とする他の企業団発注工事の現場代理人を兼任することができる。ただし、現場代理人として兼任する建設工事の数（数の算出については、第5条の規定を準用する。）が2件を超える場合、又は現場代理人が当該建設工事において建設業法（昭和24年法律第1

00号)第26条第3項に規定する専任の主任技術者を兼任している場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書の規定にかかわらず、同一の専任の主任技術者が管理することができる建設工事と認められた場合において、戸田ボートレース企業団建設工事請負契約約款第10条第5項の規定により当該建設工事の現場代理人及び主任技術者を同一人が兼ねるときは、当該現場代理人は、工事現場を戸田ボートレース場及び管理地内とする他の企業団発注工事の現場代理人を兼任することができる。

(現場代理人が常駐を要しない建設工事の提出書類)

第13条 現場代理人が工事現場における常駐を要しないことを希望する建設業者は、建設工事の落札候補者となった時点において、企業長に対し、現場代理人の常駐規定緩和に係る伺書兼現場代理人の兼任届出書(第3号様式)を提出するものとする。ただし、第9条に規定する現場代理人が工事現場における常駐を要しない期間については、この限りでない。

- 2 企業長は、前項の書類の提出を受けた場合において、第10条及び第12条に規定する要件を満たすこと、並びに第11条に規定する建設工事に該当しないことを確認し、現場代理人の兼任に支障がないと判断するときは、これを認めるものとし、第10条及び第12条に規定する要件を満たさないとき、若しくは第11条に規定する建設工事に該当するとき、又は現場代理人の兼任に支障があると判断するときは、建設業者に対し、建設工事における技術者の専任等に係る通知書により、現場代理人が工事現場における常駐を要しないこととすることを認めないことを通知するものとする。

(建設業者の責務)

第14条 建設業者は、前条第2項の規定により現場代理人が工事現場における常駐を要しないこととすることができるのとされたときは、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 現場代理人が工事現場の状況を常に把握でき、かつ、建設工事の監督員の求めにより速やかに工事現場に戻ることを可能とすること
- (2) 建設工事の監督員と恒常的に携帯電話等により連絡を取ることが可能とすること

(営業所専任技術者が工事現場の技術者となることができる建設工事)

第15条 建設業法第7条第1項第2号に規定する営業所における専任の技術者(以下「営業所専任技術者」という。)が工事現場における主任技術者又は監理技術者となることができる建設工事は、次の各号に該当する企業団発注工事とする。ただし、当該工事の請負代金の額が3,500万円(当該工事が建築一式工事である場合にあつては、7,000万円)以上の場合は、この限りでない。

- (1) 営業所専任技術者が配置される営業所において請負契約が締結された建設工事
- (2) 営業所専任技術者が工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務に

も従事しうる程度に工事現場と営業所が近接している建設工事

(3) 営業所専任技術者が配置される営業所と工事現場との間で常時連絡をとりうる体制にある建設工事

2 前項の営業所専任技術者が工事現場における主任技術者又は監理技術者となることができる建設工事の数(数の算出については、第5条の規定を準用する。)は、1件とする。

(営業所専任技術者の雇用関係)

第16条 工事現場における主任技術者又は監理技術者を兼任しようとする営業所専任技術者は、対象となる建設工事を受注する建設業者との間に直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とする。

(営業所と工事現場の間隔等)

第17条 第15条第1項第2号に定める工事現場と営業所が近接しているとは、工事現場と営業所間の直線距離で10.0キロメートル以内のものとする。

2 第15条第1項第3号に定める常時連絡をとりうる体制とは、営業所専任技術者が携帯電話等を所持することにより営業所及び工事現場と常に連絡が取れる状態にあるものとする。

3 第16条に定める直接的かつ恒常的な雇用関係とは、対象となる建設工事を受注する建設業者に直接に雇用(他の建設業者等からの出向者や派遣者等を除く。)され、かつ、その雇用期間が3月以上あることとする。

(営業所専任技術者が工事現場の技術者となる建設工事の提出書類)

第18条 営業所専任技術者が工事現場における主任技術者又は監理技術者となることを希望する建設業者は、建設工事の落札候補者となった時点において、企業長に対し、営業所における専任の技術者の兼任届出書(第4号様式)を提出するものとする。

2 企業長は、前項の書類の提出を受けた場合において、対象となる建設工事が第15条に規定する要件を満たさないと認めるときは、建設業者に対し、建設工事における技術者の専任等に係る通知書により、営業所専任技術者が工事現場における主任技術者又は監理技術者となることができないことを通知するものとする。

(同一の監理技術者等が管理することができる建設工事)

第19条 同一又は別個の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る建設工事であって、かつ、それぞれの建設工事の対象となる工作物に一体性が認められるもの(当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。)については、全体の建設工事を当該建設業者が設置する同一の監理技術者又は主任技術者が掌握し、技術上の管理を行うことが合理的であることから、当該複数の建設工事を一の工事とみなし、同一の監理技術者又は主任技術者が当該複数の建設工事を管理することができる。

2 第12条の規定にかかわらず、前項の建設工事について、同一の監理技術者又は主任技術者が当該建設工事のうち1件の建設工事の現場代理人を兼ねているとき

は、当該技術者は当該建設工事のうち他の建設工事の現場代理人を兼任することができる。

(技術者の途中交代)

第20条 企業長は、現場代理人、主任技術者、監理技術者及び専門技術者（以下「技術者」という。）については、建設工事の適正な施工を確保するため、工期の途中での交代を認めないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合において、契約の履行に支障がなく、かつ、やむを得ないと認めたときは、交代することができる。

- (1) 技術者が死亡した場合
- (2) 技術者が傷病した場合
- (3) 技術者が出産、育児、介護等する場合
- (4) 技術者が退職した場合
- (5) 建設業者の責によらない理由により、建設工事の中止又は工事内容の大幅な変更が生じ、工期が延長された場合
- (6) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む建設工事であって、工場から現地へ建設工事の現場が移行する時点における場合
- (7) 一つの契約工期が多年に及ぶ場合

(技術者の技術力等)

第21条 企業長は、前条の規定により技術者の途中交代を認めるときは、交代の時期が工程上一定の区切りと認められる時点であること、交代前後における技術者の技術力が同等（入札公告において定めた条件に適合している等）以上に確保されていること、及び建設工事の規模、難易度等に応じ一定期間重複して技術者を工事現場に配置する等の措置がとられ、建設工事の継続性、品質確保等に支障がないことを確認しなければならない。

(監理技術者等の研修への参加等)

第22条 建設業法第26条第3項に規定する専任の主任技術者又は監理技術者は、必要な資格を有する代理の技術者の配置、工事の品質確保等に支障の無い範囲内においての連絡を取りうる体制、必要に応じて現場に戻りうる体制を確保すること等により工事現場における適切な施工ができる体制が確保される場合において、企業長が認めるときは、技術研鑽のための研修、講習、試験等への参加、休暇の取得、その他の合理的な理由により短期間工事現場を離れることができる。

(その他)

第23条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、企業長が別に定める。

2 事務の参考に、別紙「現場代理人、主任技術者、監理技術者、営業所専任技術者の兼任について」を添付する。

附 則

この要綱は、企業長決裁の日から施行する。

別紙

現場代理人、主任技術者、監理技術者、営業所専任技術者の兼任について

表中の[◎]は入札告示・低入札価格調査追加条件等による特約を除き原則可、[○]は必要な要件に該当した場合のみ可、[×]は不可を表す。		技術者の専任を要しない工事 [請負額 3500(建築 7000)万円未満の工事] (A)			技術者の専任を要する工事 [請負額 3500(建築 7000)万円以上の工事] (B)			
		現場代理人	主任技術者	監理技術者	現場代理人	主任技術者	監理技術者	
受注工事が1件の場合	現場代理人 [すべての企業団発注工事に配置]		◎	◎※1		◎	◎	
	主任技術者 [監理技術者を置かないすべての工事に配置]	◎			◎			
	監理技術者 [下請負額 4000(建築 6000)万円以上の工事に配置]	◎※1			◎			
	営業所専任技術者 [建設業許可を有するすべての営業所に配置]	×	○※2	○※3	×	×	×	
受注工事が2件の場合	技術者の専任を要しない工事 [請負額 500(建築 7000)万円未満の工事] (C)	現場代理人	○※4	○※4	×	○※5	○※5	×
		主任技術者	○※4	◎	◎※1	○※5	○※6	×
		監理技術者	×	◎※1	◎※1	×	×	×
	技術者の専任を要する工事 [請負額 500(建築 7000)万円以上の工事] (D)	現場代理人	○※5	○※5	×	○※5	○※5	×
		主任技術者	○※5	○※6	×	○※5	○※6	×
		監理技術者	×	×	×	×	×	×

- ※1 請負額 7,000 万円未満で、かつ下請負額の総額が 6,000 万円以上の建築一式工事のみ該当。
- ※2 ①営業所専任技術者の常勤する営業所で請負契約を締結、②工事現場と営業所の直線距離が 10km 以内、③営業所と常時の連絡が可能、④兼任する工事が 1 件、⑤営業所専任技術者の雇用形態が直接及び恒常的(3 月以上)。のすべての要件に該当。なお、営業所専任技術者が主任技術者を兼任する場合は、営業所専任技術者が現場代理人を兼任することができないため、現場代理人は別人を配置する必要あり。
- ※3 ※2 の要件を満たす請負額 7,000 万円未満で、かつ下請負額の総額が 6,000 万円以上の建築一式工事のみ該当。なお、営業所専任技術者が監理技術者を兼任する場合は、営業所専任技術者が現場代理人を兼任することができないため、現場代理人は別人を配置する必要あり。
- ※4 ①請負額 3,500 万円未満の工事(建築含む)、単価契約の工事、又は同一の専任の主任技術者による管理を認められた工事、②現場の安全管理等に支障なく連絡体制が確保、③兼任する工事が 2 件で工事場所を戸田ボートレース場及び管理地内とする企業団発注工事、④専任の主任技術者を兼任していない。のすべての要件に該当。
- ※5 ※6 の要件(同一の専任の主任技術者による管理を認められた工事)を満たし、かつ、①現場の安全管理等に支障なく連絡体制が確保、②工事場所を戸田ボートレース場及び管理地内とする企業団発注工事。のすべての要件に該当。
- ※6 ①2 件の工事の間に一体性、連続性又は相互の調整が認められる、②工事現場間の直線距離が 10km 以内、③兼任する工事が 2 件、④下請額 4,000 万円(建築 6,000) 未満、⑤低入札価格調査案件又は特定建設共同企業体による落札でない。のすべての要件に該当。
- ※ 工事数算出は第 5 条第 2 項、当初契約付帯の随意契約に係る監理技術者の取扱は第 19 条の規定による。
- ※ 破線内で各工事の現場代理人と主任技術者が兼任の場合は、2 現場における配置技術者が 1 名でも可。

専任を要する主任技術者の兼任届出書

年 月 日

(宛先)

戸田ボートレース企業団企業長

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

下記のとおり、同一の専任の主任技術者が建設工事を兼任したいので届け出ます。

記

主任技術者氏名		
新たに配置する工事	専任・非専任の区分	専任 ・ 非専任 ※どちらかに○をつける
	工事名	
	工事場所	
	請負代金額(予定)	金 円
	工事期間	年 月 日 ~ 年 月 日
	現場代理人(予定)	
	工事担当課	
既に配置している工事	専任・非専任の区分	専任 ・ 非専任 ※どちらかに○をつける
	工事名	
	工事場所	
	請負代金額	金 円
	工事期間	年 月 日 ~ 年 月 日
	現場代理人	
	発注者・工事担当課	
工事担当者・電話番		
兼任場所	距離(直線) . km ※詳細は別紙地図のとおり	

《提出に際しての注意事項》

- 本書は、契約締結前（落札候補者時点）に提出することとし、「新たに配置する工事」は企業団発注工事で、主任技術者が「専任する工事－専任する工事」又は「専任する工事－非専任の工事」とする。「非専任の工事－非専任の工事」は提出不要。なお、「専任する工事－非専任の工事」も、兼任できる工事の数は2件（合冊工事はその件数）とする。
- 本書の提出の際に、「既に配置している工事」の「契約書の写し」を添付すること。
- 兼任場所は別紙で地図を提出、「既に配置している工事」と「新たに配置する工事」の場所を記載し、距離・縮尺を明記すること。

【企業団チェック欄】 ①②③④⑤⑥の要件に該当することを確認し、契約書(写)と地図の添付を確認

- | | |
|---|---|
| ① <input type="checkbox"/> 一体性、連続性又は相互の調整が認められる | ④ <input type="checkbox"/> 下請負額4千万円(建築6千万円)未滿 |
| ② <input type="checkbox"/> 工事現場の相互の直線距離が10km以内 | ⑤ <input type="checkbox"/> 低入札価格調査案件・JV落札でない |
| ③ <input type="checkbox"/> 兼任する工事の数が2件(合冊工事はその件数) | ⑥ <input type="checkbox"/> 既配置工事の発注者の兼任の承諾 |

【確認結果】

- 兼任できる。
- 兼任できない。(※対象業者へ「建設工事における技術者の専任等に係る通知書」を送付する。)

建設工事における技術者の専任等に係る通知書

年 月 日

様

戸田ボートレース企業団企業長
〔公印省略〕

戸田ボートレース企業団発注の建設工事における技術者の専任等に関して、下記のとおり通知します。

記

1 同一の専任の主任技術者が管理することができる建設工事について

年 月 日付で届け出のあった専任を要する主任技術者の兼任については、次の事由に該当することにより、同一の専任の主任技術者が当該建設工事を管理することができない。

- 密接な関係にある2以上の建設工事と認められないため
- 同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所で施工する建設工事と認められないため
- 同一の専任の主任技術者が管理する建設工事の数が2件(合冊工事はその件数)を超えるため
- 下請負契約の請負代金の額が4千万円(建築一式工事は6千万円)以上で主任技術者に代えて監理技術者を置かなければならない建設工事のため
- 低入札価格調査を経て請負契約を締結する建設工事のため
- 特定建設工事共同企業体が請負契約を締結する建設工事のため
- その他 ()

2 現場代理人が工事現場における常駐を要しないこととすることができる建設工事について

年 月 日付で伺った現場代理人常駐規定緩和による兼任については、次の事由に該当することにより、当該現場代理人が他の工事現場の現場代理人を兼任することを認めない。

- 企業団発注工事で請負代金の額が3千5百万円未満の建設工事、単価契約に係る建設工事、同一の専任の主任技術者が管理することができる建設工事のいずれにも該当しないため
- 兼任により工事現場の安全管理、工程管理等に支障が生じると認められるため
- 建設工事の監督員と現場代理人との連絡体制が確保されていると認められないため
- 現場代理人として兼任する建設工事の数が2件(合冊工事はその件数)を超えるため
- 専任の主任技術者を兼任しているため
- 低入札価格調査における追加条件を経て請負契約を締結する建設工事のため
- その他 ()

- 3 営業所専任技術者が工事現場の主任技術者又は監理技術者となることができる建設工事について
年 月 日付で届け出のあった営業所における専任の技術者の工事現場の主任技術者又は監理技術者としての兼任については、次の事由に該当することにより当該営業所における専任技術者が工事現場の主任技術者又は監理技術者を兼任することができない。
- 請負代金の額が3千5百万円（建築一式工事は7千万円）以上で専任の主任技術者又は監理技術者を置かなければならない建設工事のため
 - 営業所専任技術者が配置される営業所において請負契約を締結する建設工事でないため
 - 営業所専任技術者が工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事する程度に工事現場と営業所が近接（直線距離10km 以内）している建設工事と認められないため
 - 営業所専任技術者が配置される営業所との間で常時連絡をとりうる体制と認められないため
 - 営業所専任技術者が工事現場の技術者として兼任する建設工事の数が1件（合冊工事はその件数）を超えるため
 - 営業所専任技術者が受注建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあると認められないため
 - その他（ ）

《注意事項》 該当する記の番号に「○」を付し、その該当する事由を「■」で表示するものとする。

現場代理人の常駐規定緩和に係る伺書兼現場代理人の兼任届出書

年 月 日

(宛先)

戸田ボートレース企業団企業長

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

下記のとおり、戸田ボートレース企業団建設工事請負契約約款第10条第3項に規定する現場代理人が工事現場における常駐を要しないこと及び他の工事現場の現場代理人を兼任することができる建設工事であるか否か伺います。

また、前記伺に対する承認を受けた場合は、下記のとおり現場代理人を兼任することを届け出します。

記

現場代理人		[氏名]
		[緊急時連絡先]
		[その他の連絡先]
常駐緩和工事	工事名	
	工事場所	
	請負代金額(予定)	金 円
	工事期間	年 月 日 ~ 年 月 日
	主任技術者の専任区	専任 ・ 非専任 ※どちらかに○をつける
	工事担当課	
兼任する工事	工事名	
	工事場所	
	請負代金額	金 円
	工事期間	年 月 日 ~ 年 月 日
	主任技術者の専任区	専任 ・ 非専任 ※どちらかに○をつける
	工事担当課・監督員	
兼任場所		距離(直線) . km ※詳細は別紙地図のとおり

《提出に際しての注意事項》

- 本書は、契約締結前（落札候補者時点）に提出することとし、対象となる工事は、企業団発注工事で、工事場所を戸田ボートレース場及び管理地内とする。他の工事現場の現場代理人を兼任しない場合は、「兼任する工事」は空欄とする。
- 兼任工事は「常駐緩和工事」と既配置の「兼任する工事」の計2件(合冊工事はその件数)で「兼任する工事」の契約書(写)を添付。
- 兼任場所は、別紙で地図を提出、「常駐緩和工事」と「兼任する工事」の場所を記載し、距離・縮尺を明記すること。
- 同一の専任の主任技術者が管理することができる建設工事と認められた(届出中の場合を含む。)建設工事の場合は、「専任を要する主任技術者の兼任届出書」の写しを添付すること。

【企業団チェック欄】 ①(いずれか1つで可)②③④のすべてに要件に該当することを確認し、⑤を実施

- ① 請負金額3,500万円未満の建設工事(建築一式工事を含む) 単価契約に係る建設工事
 同一の専任の主任技術者が管理することができる建設工事と認められた建設工事 ※届出書添付
- ② 兼任による現場の安全・工程管理、運営、取締、権限の行使に支障がなく、連絡体制が確保
- ③ 兼任する工事が2件(合冊工事はその件数)で全工事が企業団発注工事
- ④ 専任の主任技術者を兼任していない(※主任技術者兼任工事の場合は除外)

【確認結果】

- 兼任を認める。(※兼任する工事の担当課に本書の写しを送付する。)
- 兼任を認めない。(※対象業者へ「建設工事における技術者の専任等に係る通知書」を送付する。)

営業所における専任の技術者の兼任届出書

年 月 日

(宛先)

戸田ボートレース企業団企業長

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

下記のとおり、営業所における専任の技術者が工事現場における技術者を兼任したいので届け出ます。

記

技 術 者	[氏名]	
	[営業所登録業種]	
	[緊急時連絡先]	
	[その他の連絡先]	
配 置 す る 工 事 現 場	技術者区分	主任技術者 ・ 監理技術者 ※どちらかに○をつける
	専任・非専任の区分	専 任 ・ 非 専 任 ※どちらかに○をつける
	工 事 名	
	工事場所	
	請負代金額(予定)	金 円
	工事期間	年 月 日 ～ 年 月 日
	現場代理人(予定)	
	契約締結営業所名	
常 勤 す る 営 業 所 等	営業所名	
	営業所所在地	
	営業所連絡先	
	雇用される建設業者	
	雇用開始年月日	年 月 日
	雇用形態	直接雇用 ・ 出向 ・ 派遣 ※いずれかに○をつける
兼 任 場 所	距離(直線) . km ※詳細は別紙地図のとおり	

《提出に際しての注意事項》

- 本書は、契約締結前（落札候補者時点）に提出することとし、対象となる工事は、企業団発注工事で、常勤する営業所において請負契約を締結し、工事現場と営業所間の直線距離で10.0キロメートル以内のものとする。
- 本書の提出の際に、技術者の3箇月以上前からの恒常的雇用を確認できる健康保険被保険者証の写し等を添付すること。
- 兼任場所は、別紙で地図を提出、「配置する工事」と「常勤する営業所」の場所を記載し、距離・縮尺を明記すること。

【企業団チェック欄】①②③④⑤⑥のすべての要件に該当することを確認し、保険証・地図の添付を確認

- | | |
|--|---|
| ① <input type="checkbox"/> 3,500万円(建築工事7,000万円)未満の工事 | ④ <input type="checkbox"/> 技術者が営業所と常時連絡が可能 |
| ② <input type="checkbox"/> 常勤営業所で請負契約を締結した工事 | ⑤ <input type="checkbox"/> 兼任する工事の数が1件(合冊工事はその件数) |
| ③ <input type="checkbox"/> 工事現場と営業所の直線距離が10km以内 | ⑥ <input type="checkbox"/> 雇用形態が直接的及び恒常的 |

【確認結果】

- 兼任できる。
 兼任できない。(※対象業者へ「建設工事における技術者の専任等に係る通知書」を送付する。)